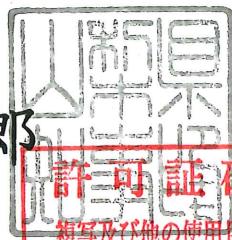


特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 北海道勇払郡安平町早来新栄20番地1
 氏 名 早来工営株式会社
 (法人にあつては名称
及び代表者の氏名) 代表取締役 小松 稔明

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。



山梨県知事 長崎 幸太郎

許可証確認用

複写及び他の使用目的は無効です

許可の年月日 令和5年5月25日

許可の有効年月日 令和12年5月24日

1 事業の範囲

特別管理産業廃棄物の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。） ・廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。） ・廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。） ・感染性産業廃棄物 ・特定有害産業廃棄物（廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物、廃水銀等、その他詳細は裏面のとおり）
積替え保管の有無	無し

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

無し

3 許可の条件

無し

4 許可の更新・変更の状況

平成13年 5月25日	新規許可
令和5年 7月 3日	許可の更新
令和6年 4月26日	変更届（住所の変更）

5 積替え許可の有無

有・無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有・無

含有する有害物質名	廃棄物の種類	鉱 さ い	ば い じ ん	燃 え 殻	汚 泥	廃 油	廃 酸	廃 アル カリ
アルキル水銀化合物	—	—	—	○	—	○	○	
水銀又はその化合物	—	—	—	○	—	○	○	
カドミウム又はその化合物	—	—	—	○	—	○	○	
鉛又はその化合物	—	—	—	○	—	○	○	
有機磷化合物	—	—	—	○	—	○	○	
六価クロム化合物	—	—	—	○	—	○	○	
砒素又はその化合物	—	—	—	○	—	○	○	
シアノ化合物	—	—	—	○	—	○	○	
P C B	—	—	—	—	—	—	—	
トリクロロエチレン	—	—	—	○	○	○	○	
テトラクロロエチレン	—	—	—	○	○	○	○	
ジクロロメタン	—	—	—	○	○	○	○	
四塩化炭素	—	—	—	○	○	○	○	
1, 2-ジクロロエタン	—	—	—	○	○	○	○	
1, 1-ジクロロエチレン	—	—	—	○	○	○	○	
シス-1, 2-ジクロロエチレン	—	—	—	○	○	○	○	
1, 1, 1-トリクロロエタン	—	—	—	○	○	○	○	
1, 1, 2-トリクロロエタン	—	—	—	○	○	○	○	
1, 3-ジクロロプロペン	—	—	—	○	○	○	○	
チウラム	—	—	—	○	—	○	○	
シマジン	—	—	—	○	—	○	○	
チオベンカルブ	—	—	—	○	—	○	○	
ベンゼン	—	—	—	○	○	○	○	
セレン又はその化合物	—	—	—	○	—	○	○	
1, 4-ジオキサン	—	—	—	○	○	○	○	
ダイオキシン類	—	—	—	—	—	—	—	

(注) 表中の「○」は取り扱うことができるものを、「-」は取り扱うことができないものを示す。